

別 紙

医療提供体制推進事業費補助金交付要綱

1～3 (略)

(交付の対象事業)

4 この統合補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) (略)

(2) 周産期医療対策事業等

平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策等事業の実施について」（以下「周産期医療対策事業等実施要綱」という。）に基づき実施する事業

ア 周産期医療対策事業

イ 周産期母子医療センター

ウ NICU等長期入院児支援事業

(ア) 地域療育支援施設運営事業

(イ) 日中一時支援事業

エ 妊婦の診療に係る医療提供体制整備事業

(3)～(9) (略)

(事業者)

5 交付対象事業を実施できる者は、別表1の第1欄に掲げる事業分類及び第2欄に掲げる事業区分毎に、第3欄に掲げる者（以下「事業者」という。）とする。

別 紙

医療提供体制推進事業費補助金交付要綱

1～3 (略)

(交付の対象事業)

4 この統合補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) (略)

(2) 周産期医療対策事業等

平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策等事業の実施について」（以下「周産期医療対策事業等実施要綱」という。）に基づき実施する事業

ア 周産期医療対策事業

イ 周産期母子医療センター

ウ NICU等長期入院児支援事業

(ア) 地域療育支援施設運営事業

(イ) 日中一時支援事業

(新設)

(3)～(9) (略)

(事業者)

5 交付対象事業を実施できる者は、別表1の第1欄に掲げる事業分類及び第2欄に掲げる事業区分毎に、第3欄に掲げる者（以下「事業者」という。）とする。

別表 1

| 1 事業分類 | 2 事業区分 | 3 事業者 |
|------------------|-------------------------------------|-------|
| (1) (略) | (略) | (略) |
| | (略) | (略) |
| | (略) | (略) |
| | (略) | (略) |
| (2) 周産期医療対策事業等 | ア 周産期医療対策事業 エ 妊婦の診療に係る医療提供体制整備事業 | 都道府県 |
| | (略) | (略) |
| (3) ~ (9) (略) | (略) | (略) |

(注1) ~ (注3) (略)

(交付額の算定方法)

6 この統合補助金の交付額は、事業計画に記載された医療提供施設等の施設の運営及び設備整備等に要する経費に充てるため、都道府県に交付するものとし、次の i から ii により算出された交付基礎額の合計額（各都道府県の交付基礎額の合計額を合算した額が統合補助金の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。）とする。なお、別表2の第2欄に掲げる事業区分ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

i (略)

(1) (略)

(2) 周産期医療対策事業等の交付算定基礎額は、次の①から④により算

別表 1

| 1 事業分類 | 2 事業区分 | 3 事業者 |
|------------------|----------------------------|-------|
| (1) (略) | (略) | (略) |
| | (略) | (略) |
| | (略) | (略) |
| | (略) | (略) |
| (2) 周産期医療対策事業等 | ア 周産期医療対策事業 <u>(新設)</u> | 都道府県 |
| | (略) | (略) |
| (3) ~ (9) (略) | (略) | (略) |

(注1) ~ (注3) (略)

(交付額の算定方法)

6 この統合補助金の交付額は、事業計画に記載された医療提供施設等の施設の運営及び設備整備等に要する経費に充てるため、都道府県に交付するものとし、次の i から ii により算出された交付基礎額の合計額（各都道府県の交付基礎額の合計額を合算した額が統合補助金の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。）とする。なお、別表2の第2欄に掲げる事業区分ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

i (略)

(1) (略)

(2) 周産期医療対策事業等の交付算定基礎額は、次の①から④により算

新

旧

出された額の合計額とする。

① 4の(2)の**ア及びエ**の事業

ア 別表2の第3欄に定める種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより船体された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

②～④ (略)

(3)～(9) (略)

ii (略)

別表2

出された額の合計額とする。

① 4の(2)の**ア**の事業

ア 別表2の第3欄に定める種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより船体された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

②～④ (略)

(3)～(9) (略)

ii (略)

別表2

| | |
|---|---|
| 新 | 旧 |
|---|---|

| 1 事業分類 | 2 事業区分 | 3 種目 | 4 基準額 | 5 対象経費 | 6 補助率 | 1 事業分類 | 2 事業区分 | 3 種目 | 4 基準額 | 5 対象経費 | 6 補助率 |
|--------------|----------------|----------|--|--|-------|--------------|----------------|----------|---|--|-------|
| (1) 救急医療対策事業 | ア～ウ (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (1) 救急医療対策事業 | ア～ウ (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | エ 救命救急センター運営事業 | 救命救急センター | 1 か所当たり次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 次の①から⑦により算出された額の合計額に別添2に定める前年(申請年度に救命救急センターの指定を受けた場合は当該年)の充実段階に基づく率を乗じて得た額とする。 (ただし、補助を受ける病院の申請年度の収支が都道府県から交付される救命救急センター運営に要する補助金を除いて黒字となる場合には、上記により算出された額に1/2を乗じるものとする。) | 救命救急センターの運営に必要な給与費(職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料)、旅費、備品費(図書)、消耗品費、材料費(医薬品費、診療材料費、医療消耗器具備品費、給食材料費)、被服費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、損料及び借料、会議費、保険料、雑役務費、燃料費、委託費、租税公課(自動車税、自動車重量税)、研究研修費、減価償却費、資産減耗費 | 3分の1 | | エ 救命救急センター運営事業 | 救命救急センター | 1 か所当たり次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 次の①から⑦により算出された額の合計額に別添2に定める充実段階に基づく率を乗じて得た額とする。 (ただし、補助を受ける病院の申請年度の収支が都道府県から交付される救命救急センター運営に要する補助金を除いて黒字となる場合には、上記により算出された額に1/2を乗じるものとする。) | 救命救急センターの運営に必要な給与費(職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料)、旅費、備品費(図書)、消耗品費、材料費(医薬品費、診療材料費、医療消耗器具備品費、給食材料費)、被服費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、損料及び借料、会議費、保険料、雑役務費、燃料費、委託費、租税公課(自動車税、自動車重量税)、研究研修費、減価償却費、資産減耗費 | 3分の1 |
| | | 地域救命 | 1 か所当たり次の | 地域救命救急 | 3分の | | | 地域救命 | 1 か所当たり次の | 地域救命救急 | 3分の |

| 新 | | | | | 旧 | | | | | | |
|-----------|--|------------|---|--|--------|-----|--|------------|--|--|-----|
| | | 救急センター | (1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 次の①から⑥により算出された額の合計額に別添2に定める前年(申請年度に救命救急センターの指定を受けた場合は当該年)の充実段階に基づく率を乗じて得た額とする。 (ただし、補助を受ける病院の申請年度の収支が都道府県から交付される救命救急センター運営に要する補助金を除いて黒字となる場合には、上記により算出された額に1/2を乗じるものとする。) ①～⑥ (略) (2) (略) | センターの運営に必要な給与費(職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料)、旅費、備品費(図書)、消耗品費、材料費(医薬品費、診療材料費、医療消耗器具備品費、給食材料費)、被服費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、損料及び借料、会議費、保険料、雑役務費、燃料費、委託費、租税公課(自動車税、自動車重量税)、研究研修費、減価償却費、資産減耗費 | 1 | | | 救急センター | (1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 次の①から⑥により算出された額の合計額に別添2に基づく率を乗じて得た額とする。 (ただし、補助を受ける病院の申請年度の収支が都道府県から交付される救命救急センター運営に要する補助金を除いて黒字となる場合には、上記により算出された額に1/2を乗じるものとする。) ①～⑥ (略) (2) (略) | センターの運営に必要な給与費(職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料)、旅費、備品費(図書)、消耗品費、材料費(医薬品費、診療材料費、医療消耗器具備品費、給食材料費)、被服費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、損料及び借料、会議費、保険料、雑役務費、燃料費、委託費、租税公課(自動車税、自動車重量税)、研究研修費、減価償却費、資産減耗費 | 1 |
| | | オ～サ (略) | (略) | (略) | (略) | | | オ～サ (略) | (略) | (略) | (略) |
| (2) | | (略) | (略) | (略) | (略) | | | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 周産期医療対策事業 | | (略) | (略) | (略) | (略) | | | (略) | (略) | (略) | 略 |
| | | 工 妊婦の診 | 研修事業 | 1か所当たり | 研修事業に必 | 2分の | | (新設) | (新設) | (新設) | (新 |

| | |
|---|---|
| 新 | 旧 |
|---|---|

| | | | | | | | | | | | | |
|---------------|-------------------|------|-------------------|---|------|---------------|-------------------|------|-------------------|--------------------------------------|------|------|
| 等 | 療に係る医療提供体制整備事業 | | 1,590千円 | 要な非常勤職員手当、諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、委託費（上記経費に該当するもの。） | 1 | 等 | | | | | | 設) |
| | 相談窓口事業 | | 1か所当たり 3,546千円 | 相談窓口事業に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、通信運搬費、委託費（上記経費に該当するもの。） | 2分の1 | | | (新設) | (新設) | (新設) | (新設) | (新設) |
| (3)～(6)(略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (3)～(6)(略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (7)医療提供体制整備事業 | ア(ア)～(ウ)(略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (7)医療提供体制整備事業 | ア(ア)～(ウ)(略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | (エ)救命救急センター設備整備事業 | 無線装置 | 1か所当たり 1,100千円 | 「救急医療対策事業実施要綱」の第6により配備するドクターヘリとの通信に必 | 3分の1 | | (エ)救命救急センター設備整備事業 | 無線装置 | 1か所当たり 1,100千円 | 「救急医療対策事業実施要綱」の第7により配備するドクターヘリとの通信に必 | 3分の1 | |

| | |
|---|---|
| 新 | 旧 |
|---|---|

| | | | | | |
|-------------------------------------|--------------------|-------------|-------------|----------------|-------------|
| | | | | 要な無線装置 の購入費 | |
| | (オ)～ (キ) (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | イ～エ (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| オ (ア) 基幹 災害拠点病 院設備整備 事業 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | <u>(削除)</u> | <u>(削除)</u> | <u>(削除)</u> | <u>(削除)</u> | <u>(削除)</u> |
| オ (イ) 地域 災害拠点病 院設備整備 事業 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | <u>(削除)</u> | <u>(削除)</u> | <u>(削除)</u> | <u>(削除)</u> | <u>(削除)</u> |
| | (ウ)～ (オ) (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | カ～サ (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (8)～ (9) (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

別表3 (略)

7 (略)

| | | | | | |
|-------------------------------------|--------------------|---------------------------|---|------------------|-----|
| | | | | 要な無線装置 の購入費 | |
| | (オ)～ (キ) (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | イ～エ (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| オ (ア) 基幹 災害拠点病 院設備整備 事業 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | <u>訓練用資 器材</u> | <u>1か所当たり 1,322千円</u> | <u>医療関係団体 等との定期的 な訓練実施に 必要な資器材 の購入費</u> | <u>3分の 1</u> | |
| オ (イ) 地域 災害拠点病 院設備整備 事業 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | <u>訓練用資 器材</u> | <u>1か所当たり 1,322千円</u> | <u>医療関係団体 等との定期的 な訓練実施に 必要な資器材 の購入費</u> | <u>3分の 1</u> | |
| | (ウ)～ (オ) (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | カ～サ (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (8)～ (9) (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

別表3 (略)

7 (略)

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>別表4 (略)</p> <p>8～16 (略)</p> <p>(別添1)～(別添3) (略)</p> | <p>別表4 (略)</p> <p>8～16 (略)</p> <p>(別添1)～(別添3) (略)</p> |